

新型コロナウイルス感染症に伴うセーフティネット保証について

セーフティネット保証の認定を受けると、市や県融資の新型コロナ感染症関連の資金がご利用できます。

1. セーフティネット保証4号、5号について

- 比較する前年同月（同期）は、セーフティネット保証5号の最近3か月間の売上比較する場合を除き、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の同月（同期）と比較します。詳しくは下記お問い合わせ先へお尋ねください。
- コロナ起因のセーフティネット保証4号は、令和5年10月1日以降の認定申請分より資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されます。

保証制度名称	認定要件（※1）
セーフティネット保証4号 (指定期間:令和2年2月18日 ～令和6年6月30日)	① 原則、1年以上事業を継続していること。 ② <u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し、かつ、最近3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少すると見込まれること。</u>
セーフティネット保証5号 (業種指定は4半期に1度 見直しがあります)	① 指定業種に属する事業を行っていること。 ② 最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少していること。なお、直近3か月間の期間については、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期を考慮し、当面の間、柔軟な運用を行っています。詳しくはお問い合わせください。

※1 創業後1年を経過していない場合や、前年以降の店舗増加等によって、前年の売上高との比較が困難な場合は、下記お問い合わせ先までお尋ねください。

2. セーフティネット保証の認定手続きについて

- (1) 申請・認定窓口 商工観光労働部商工政策課（市役所11階）
または、各総合支所産業振興課
受付日時：月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）
8時30分～17時15分

(2) 申請時に必要なもの

保証制度名称	必要な書類（※2）	様式等
セーフティネット保証4号	中小企業信用保険法第2条第5項 第4号 の規定による認定申請書	市所定の様式
	申請書の添付書類	市所定の様式
	1年以上の事業継続を確認できる書類	登記簿や確定申告書の写しなど
	売上等が確認できる書類	試算表、売上台帳など
セーフティネット保証5号	中小企業信用保険法第2条第5項 第5号 の規定による認定申請書	市所定の様式
	申請書の添付書類	市所定の様式
	営む事業の業種が確認できる書類	登記簿や確定申告書の写しなど
	売上等が確認できる書類	試算表、売上台帳など

※2 上記以外に、印鑑（個人の場合は代表者の印鑑、法人の場合は印鑑登録している代表者印）。

<お問合せ先> ☎830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市商工観光労働部商工政策課
Tel: 0942-30-9133 Fax: 0942-30-9707
メール: syoko@city.kurume.lg.jp

